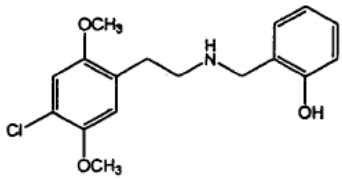


失効した知事指定薬物(平成27年7月7日石川県告示第332号)

1 失効した知事指定薬物の名称等

No.	通称名	一般名(告示名)	構造式
1	25C-NBOH	2-[(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類	

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

平成27年7月4日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。